



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第548号 令和5年2月14日発行

## 目次

は県例規集掲載

### 【規則】

番号	表題	担当課名
1	徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則	税務課

【公布された条例等のあらまし】

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一号）

- 一 徳島県税条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 地方税法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、一及び三については、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第一号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二十一を次のように改める。

（不動産の取得に係る申告書等の様式）

第一条の二十一 条例第二十條の二十四第一項の規定による申告書、条例第二十條の二十七第一項若しくは第二項の規定による申告書（家屋に係るものに限る。）又は同条第三項の規定による申告書の様式は様式第一号の二十の五に、同条第一項若しくは第二項の規定による申告書（土地に係るものに限る。）又は条例第二十條の二十九の二第一項の規定による申告書の様式は様式第一号の二十の五の二による。

様式第一号の九の三十五の注意事項第二号中「ヨシ」を削る。

様式第一号の九の四十三を同様式その一とし、同様式にその二として次のように加える。

様式第1号の9の43（納税証明書交付申請書）その2（第1条の8関係）

納税証明書交付申請書  
（競争入札参加資格審査申請用）

長 あて

年 月 日

【代理人記入欄】  
代理人の方のみ記入してください。  
住所  
氏名  
生年月日  
電話番号  
納税者との関係

住所 (所在地)	
(フリガナ) 氏名又は 法人名及び 代表者氏名	
生年月日	
電話番号	

代理人の方が請求される場合は委任状が必要な場合があります。

未納の税額がないことの証明については、他の証明書類にて対応させていただく場合がございますのでご了承ください。  
特に、郵送で請求される場合は、未納の税額がないことの証明の対応の可否、手数料の金額及び支払方法等について、請求前に担当部署にご確認ください。

下記のとおり、競争入札参加資格審査申請のため納税証明書の交付を申請します。

記

証明書の種類	<input type="checkbox"/> 納税証明（都道府県）	<input type="checkbox"/> 納税証明（市区町村）	<input type="checkbox"/> 未納の税額がない証明 （都道府県・市区町村）	<input type="checkbox"/> 滞納処分を受けたことがない証明 （都道府県・市区町村）
証明を受けようとする税目  (該当する税目にレ点を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 法人都道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税及び特別法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税（種別割） <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税（土地家屋）（東京都23区） <input type="checkbox"/> 固定資産税（償却資産）（東京都23区） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 個人市区町村民税及び個人都道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割） <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> その他（ ）	/	/
証明を受けようとする地方税等の年度	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日	/	/
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	未納の税額がないこと	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の申請枚数	枚	枚	枚	枚

備考 (その他)	
-------------	--

担当部署記載欄

納税証明（都道府県）	税目数	年度	枚	円	合計 〔内現金 円〕	確認者	領収担当者印 (サイン)
納税証明（市区町村）	税目数	年度	枚	円			
未納の税額がない証明			枚	円			
滞納処分を受けたことがない証明			枚	円			
<input type="checkbox"/> 本人確認	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)〔 〕						確認者

様式第一号の十七中「」を削る。

様式第一号の二十の二の三を次のように改める。

（表）

年 月 日

様

徳島県東部県税局長  
徳島県 総合県民局長



法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正決定等通知書

次のとおり更正、決定及び加算金決定しましたので通知します。この通知により納付すべき額がある場合は、指定した納期限までに納付してください。

課税番号	事業年度又は連結事業年度	年月日から	年月日まで
法人番号	更正（決定）の理由		
指定納期限	年月日		
法人事業税		法人県民税	
摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得割	所得金額又は個別所得金額の総額	円	円
	年400万円以下の金額		円
	年400万円を超え年800万円以下の金額		
	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額		
合計	+		
付加価値割	付加価値額総額		
本県分			
資本割	資本金等の額総額		
本県分			
収入割	収入金額総額		
本県分			
合計事業税額	+		
改正法原則の控除額	円	事業税の特定寄附金税額控除額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額			
既に納付の確定した事業税額		租税条約の実施に係る事業税額の控除額	
差引事業税額		のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	
のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額		納付すべき事業税額	
		+	
特別法人事業税又は地方法人特別税			
摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	円		円
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額			
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額	+		
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	円	既に納付の確定した税額	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額		差引税額	
のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額		のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額	
納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額	+		
区分	算定基礎となる税額	率(%)	加算金額
加算金	円		円
過少申告加算金（加重対象分）			円
不申告加算金（加重対象分）			
加重加算金			
今回納付すべき総額	+		円
	+	婭 + 婭 + 54 - 56	
課標準	法人税総額	婭	
税額	本県分	婭	
	道府県民税の特定寄附金税額控除額	婭	
	税額控除超過額相当額の加算額	婭	
	外国関係会社等に係る控除対象又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	婭	
	外国の法人税等の額の控除額	婭	
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	婭	
	利子割額の控除額	婭	
	差引法人税割額	婭	
	婭 - 婭 - 婭 - 婭		
	既に納付の確定した法人税割額	婭	
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	婭	
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	婭	
	再差引法人税割額	婭	
	婭 - 婭 - 婭 + 婭		
	均等割額	婭	
	既に納付の確定した均等割額	婭	
	差引均等割額	婭	
	婭 - 婭		
	県民税額の合計額	51	
	婭 + 婭		
	51のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	52	
	51のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額	53	
	納付すべき県民税額	54	
	51 + 52 + 53		
	利子割額	55	
	還付利子割額	56	
区分	総数		
	本県分		
	事業税1	総数	
	本県分		
事業税2	総数		
	本県分		
事業税3	総数		
	本県分		
売上高	総額		
	軌道又は鉄道		

(裏)

- 注意事項 1 この通知書によつて納付すべき不足税額が2,000円以上(その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、下記 の額と の額との合計額で延滞金額を計算し、当該金額が1,000円以上(その金額に1000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)のときはその金額を税額に加算して納付してください。
- ただし、地方税法第65条及び第72条の45の2の規定による納期限の延長の場合の延滞金並びに令和2年12月31日以前の期間に係る延滞金については、これと異なる割合が適用されます。
- 申告納付すべきであつた納期限の翌日からこの更正(決定)による納期限までの期間(地方税法第56条第3項及び第4項並びに第72条の44第3項及び第4項の規定による控除期間を除く。)及びこの更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- 年7.3パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額
- この更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過した日以後
- 年14.6パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額
- 「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事(所管の東部県税局又は総合県民局経由)に審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
- なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書は、法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の更正、決定又は加算金決定の通知をする場合(その2又はその3に定める法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税の更正決定等通知書により更正、決定又は加算金決定の通知をする場合を除く。)に用いるものとする。

（表）

年 月 日

様

徳島県東部県税局長  
徳島県 総合県民局長



法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正決定等通知書

次のとおり更正、決定及び加算金決定しましたので通知します。この通知により納付すべき額がある場合は、指定した納期限までに納付してください。

課税番号		事業年度又は連結事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			
法人番号		更正（決定）の理由					
指定納期限		年 月 日					
法人事業税				法人県民税			
摘 要		課 税 標 準	税 率 (100)	税 額	単 位		
法第 第一 七又 十は 二第 二条 のに 二掲 げ第 一事 業 項 業	所得 本 割 分	所得金額又は個別所得金額の総額	円		課 税 標 準		
		年400万円以下の金額			法人税総額 姉		
		年400万円を超え年800万円以下の金額			本県分 婷		
	付 加 価 値 割 資 本 割 収 入 割	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額				本県分 娵	
		合 計				道府県民税の特定寄附金税額控除額 嫫	
		+				税額控除超過額相当額の加算額 嫫	
	法第 第三 七号 十二 条掲 げの 第一 事 業 項 業	付 加 価 値 割	付加価値額総額			外国関係会社等に係る控除対象又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 娵	
			本 県 分			外国の法人税等の額の控除額 娵	
		資 本 割	資本金等の額総額				仮装経理に基づく法人税割額の控除額 娵
			本 県 分				差引法人税割額 娵 - 嫫 + 嫫 - 娵 - 娵 娵
収 入 割		収入金額総額				既に納付の確定した法人税割額 51	
		本 県 分				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 52	
法第 第三 七号 十二 条掲 げの 第一 事 業 項 業	所得 本 割	所得金額総額			再差引法人税割額 娵 - 51 - 52 53		
		本 県 分			均 等 割 額 54		
	付 加 価 値 割	付加価値額総額				既に納付の確定した均等割額 55	
		本 県 分				差引均等割額 54 - 55 56	
	資 本 割	資本金等の額総額				県民税額の合計額 53 + 56 57	
		本 県 分				57のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 58	
収 入 割	収入金額総額				57のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 59		
	本 県 分				納付すべき県民税額 57 + 58 + 59 60		
合 計 事 業 税 額							
事業税の特定寄附金税額控除額		円			仮装経理に基づく事業税額の控除額		
既に納付の確定した事業税額					租税条約の実施に係る事業税額の控除額		
差引事業税額					のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額		
のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額					納付すべき事業税額 + +		
特 別 法 人 事 業 税							
摘 要		課 税 標 準	税 率 (100)	税 額	単 位		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		円		円	基 準		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額						事業税 1	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額							事業税 2
合計特別法人事業税額					事業税 3		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		娵			既納額		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		嫫			率(100)		
娵のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額		嫫			加算金額		
納付すべき特別法人事業税額		娵 + 嫫			既に納付の確定した額		
今回納付すべき総額					過不足額		
					過不足額		

(裏)

- 注意事項 1 この通知書によつて納付すべき不足税額が2,000円以上(その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、下記の額との額との合計額で延滞金額を計算し、当該金額が1,000円以上(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)のときはその金額を税額に加算して納付してください。
- ただし、地方税法第65条及び第72条の45の2の規定による納期限の延長の場合の延滞金並びに令和2年12月31日以前の期間に係る延滞金については、これと異なる割合が適用されます。
- 3 申告納付すべきであつた納期限の翌日からこの更正(決定)による納期限までの期間(地方税法第56条第3項及び第4項並びに第72条の44第3項及び第4項の規定による控除期間を除く。)及びこの更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- 年7.3パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額
- この更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過した日以後
- 年14.6パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額
- 「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事(所管の東部県税局又は総合県民局経由)に審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
- なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないとされていますが、審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書は、地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除く。)に対して法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税の更正、決定又は加算金決定の通知をする場合に用いるものとする。

（表）

年 月 日

様

徳島県東部県税局長  
徳島県 総合県民局長



法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正決定等通知書

次のとおり更正、決定及び加算金決定しましたので通知します。この通知により納付すべき額がある場合は、指定した納期限までに納付してください。

課税番号		事業年度又は連結事業年度		年 月 日から 年 月 日まで	
法人番号		更正（決定）の理由			
指定納期限		年 月 日			
法 人 事 業 税				法 人 県 民 税	
摘 要		課 税 標 準	税 率 (100)	税 額	課 税 標 準
法 第 一 号 又 は 第 二 号 の 二 掲 げ る 一 事 業 項 目	所得金額又は個別所得金額の総額	円		円	法人税総額 娘
	年400万円以下の金額				本県分 媮
	年400万円を超え年800万円以下の金額				本県分法人税割額 (媮 × 100) 51
	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額				道府県民税の特定寄附金税額控除額 52
	合 計				税額控除超過額相当額の加算額 53
	付加価値額				外国関係会社等に係る控除対象又は関係会社等所得税額等相当額の控除額 54
	本 県 分				外国の法人税等の額の控除額 55
	資本金等の額				仮装経理に基づく法人税割額の控除額 56
	本 県 分				差引法人税割額 51 - 52 + 53 - 54 - 55 - 56 57
	収入金額				既に納付の確定した法人税割額 58
本 県 分				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 59	
法 第 三 号 の 二 掲 げ る 一 事 業 項 目	所得金額				再差引法人税割額 57 - 58 - 59 60
本 県 分					均等割額 61
付加価値額					既に納付の確定した均等割額 62
本 県 分					差引均等割額 61 - 62 63
資本金等の額					県民税額の合計額 60 + 63 64
本 県 分					64のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 65
収入金額					64のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 66
本 県 分					納付すべき県民税額 64 + 65 + 66 67
法 第 四 号 の 二 掲 げ る 一 事 業 項 目	付加価値額				分 県 民 税 総 数
本 県 分					本 県 分
資本金等の額					事 業 税 1 総 数
本 県 分					本 県 分
収入金額					事 業 税 2 総 数
本 県 分					本 県 分
合 計 事 業 税 額					事 業 税 3 総 数
					本 県 分
					基 準 売 上 高 総 額
					軌道又は鉄道
事業税の特定寄附金税額控除額	円	仮装経理に基づく事業税額の控除額			加 算 区 分
既に納付の確定した事業税額		租税条約の実施に係る事業税額の控除額			過少申告加算金 (加重対象分) 媮
差引事業税額		のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	媮		不申告加算金 (加重対象分)
のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額	媮	納付すべき事業税額 + 媮 + 媮	媮		重加算金 媮
特 別 法 人 事 業 税					
摘 要		課 税 標 準	税 率 (100)	税 額	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		媮	円	円	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		媮			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		媮			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		媮			
合計特別法人事業税額				媮	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		媮	円	既に納付の確定した特別法人事業税額	媮
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		媮		差引特別法人事業税額	媮
媮のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額		媮		媮 - 媮 - 媮 - 媮	媮
納付すべき特別法人事業税額				媮	
今 回 納 付 す べ き 総 額				媮 + 媮 + 媮 + 媮 + 媮 + 67	

(裏)

- 注意事項 1 この通知書によつて納付すべき不足税額が2,000円以上(その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、下記の額との額との合計額で延滞金額を計算し、当該金額が1,000円以上(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)のときはその金額を税額に加算して納付してください。
- ただし、地方税法第65条及び第72条の45の2の規定による納期限の延長の場合の延滞金並びに令和2年12月31日以前の期間に係る延滞金については、これと異なる割合が適用されます。
- 3 申告納付すべきであつた納期限の翌日からこの更正(決定)による納期限までの期間(地方税法第56条第3項及び第4項並びに第72条の44第3項及び第4項の規定による控除期間を除く。)及びこの更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- 年7.3パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額
- この更正(決定)による納期限の翌日から1月を経過した日以後
- 年14.6パーセントの割合と延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い方の割合で計算した額
- 「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事(所管の東部県税局又は総合県民局経由)に審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
- なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書は、地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人(同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。)に対して法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税の更正、決定又は加算金決定の通知をする場合に用いるものとする。

様式第一号の二十の五を次のように改める。



様式第一号の二十の五の次に次の一様式を加える。

様式第1号の20の5の2（不動産（土地）の取得に係る申告書等）（第1条の21関係）



市町村受付	
年 月 日	年 月 日

不動産（土地）の取得に係る申告書  
 不動産取得税（土地）の減額に係る申告書

年 月 日

徳島県東部県税局長 殿  
 徳島県 総合県民局長

次のとおり、土地を取得しましたので申告します。  
 減額事由に該当するので、不動産取得税（土地）の減額に係る規定を適用してください。  
 （該当する にレ印を記入すること。）

整理番号	
------	--

土地の取得者	住所（所在地）												
	フリガナ氏名 (名称及び代表者の氏名)												
個人番号又は法人番号													
電話番号	( )	生年月日	年 月 日		日生								
土地の所在地及び地番													
地目	田・畑・宅地・山林・雑種地・その他( )	取得年月日	年 月 日										
地積	m <sup>2</sup>	取得原因	売買・贈与・財産分与・交換・その他( )										
用途	住宅用地・その他												
減額事由等	1 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築した（土地の取得者が家を新築）。 2 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築された（土地の取得者以外の者が家を新築）。 3 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に土地の取得者から土地を取得した者が特例適用住宅を新築した。 4 土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた。 5 新築された特例適用住宅で未使用のもの及びその住宅に係る土地をその住宅が新築された日から1年以内に取得した。 6 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を自分が住むために取得した。 7 土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を自分が住むために取得していた。 8 その他( )												
	住宅の取得（取得予定）年月日	年 月 日											
住宅の床面積	m <sup>2</sup>												

還付金がある場合の還付先

振込口座	銀行・その他( )		支店	預金種別	普通・当座
口座番号	口座名義人 (カタカナ)		上記以外の連絡先		

- 備考 1 印欄は、記入しないこと。  
 2 「地目」欄、「用途」欄及び「取得原因」欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 3 「減額事由等」欄は、不動産取得税（土地）の減額に係る申告をする者のみ記入することとし、該当する番号を で囲み、併せて減額規定に該当することを証する書類を添付すること。

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の九の三十五の注意事項第二号の改正規定、様式第一号の九の四十三を同様式その一とし、同様式にその二として次のように加える改正規定、様式第一号の十七の改正規定及び様式第一号の二十の二の三の改正規定は、公布の日から施行する。